

## 阿賀野市告示第55号

阿賀野市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月25日

阿賀野市長 田中清善

## 阿賀野市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市子育て応援カード事業実施要綱（平成21年阿賀野市告示第214号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「15歳」を「18歳」に改める。

第4号様式を次のように改める。

## 第4号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）			
		交 付 子育て応援カード 再 交 付 申請書 変 更	令和 年 月 日
阿賀野市長 様			
申請者(保護者) 置 名	代理人 置 名		
住 所 阿賀野市	住 所		
電話番号	電話番号		
次のとおり、子育て応援カードの申請をします。また、対象となるかの審査等で住民基本台帳を利用することに同意します。			
	氏 名	生年月日	住 所
保護者 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		昭和・平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
保護者 (上欄の配偶者) <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		昭和・平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
18歳未満の子 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
18歳未満の子 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
18歳未満の子 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
18歳未満の子 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
18歳未満の子 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
18歳未満の子 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
18歳未満の子 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 上と同じ 阿賀野市
カード番号 (変更申請の場合のみ記入)		再交付の理由 (再交付申請の場合のみ記入)	
備考： <input type="checkbox"/> 新規交付（1枚・2枚）〔 窓口交付済・郵送 〕 __月__日 郵送済			
備考： <input type="checkbox"/> 2枚目交付 〔 窓口交付済・郵送 〕 __月__日 郵送済			
備考： <input type="checkbox"/> 再交付 〔 窓口交付済・郵送 〕 __月__日 郵送済			
1 変更申請の場合は、追加する子どもの氏名や変更後の氏名、生年月日及び住所を記入するとともに、現在所有しているカードを添付してください。			
2 記載された個人情報、子育て応援カードに関する業務以外には使用しません。			

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

（表）

阿賀野市		
子育て応援カード		
QRコード	みんなの 元気に エール！	gozutchyo イラスト
	←協賛店一覧はこ ちらから！	
有効期限	年	月 日

（裏）

[利用する人の名前]	
氏名	氏名
氏名	氏名
氏名	氏名
<p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>このカードの利用は、<b>18歳までの児童とその父母</b>に限ります。祖父母の利用はできません。</li><li>サービスを受けようとするときは、このカードを協賛店へ提示してください。</li><li>サービスの内容は、あらかじめ協賛店にご確認ください。</li><li>このカードを拾得された方は、下記までご連絡ください。</li></ol>	
連絡先：	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。